

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史																																
件名	東大和市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する基準の一部改正について																																		
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項																														
関係事項	条例規則	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則																																	
	部課機関																																		
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 人事評価制度の見直しに伴い、勤勉手当に関する財源の抛割割合や成績区分の出現割合などを変更するため、基準の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>①成績区分に基づく抛割割合の変更 【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成績区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>標準</th> <th>下位</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抛割割合</td> <td colspan="3">2%</td> <td>12%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②成績区分の出現割合の変更 【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成績区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>標準</th> <th>下位及び最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出現割合</td> <td>5% 程度</td> <td>15% 程度</td> <td>60% 程度</td> <td>20% 程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>③成績率の変更 【変更後】</p> <table> <tr> <td>最上位及び上位</td> <td>基準日ごとに市長が定める。</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>0.00</td> </tr> </table> <p>(3) 施行日 令和8年3月10日</p>						成績区分	最上位	上位	標準	下位	最下位	抛割割合	2%			12%	100%	成績区分	最上位	上位	標準	下位及び最下位	出現割合	5% 程度	15% 程度	60% 程度	20% 程度	最上位及び上位	基準日ごとに市長が定める。	標準	1.00	下位	0.88	最下位	0.00
成績区分	最上位	上位	標準	下位	最下位																														
抛割割合	2%			12%	100%																														
成績区分	最上位	上位	標準	下位及び最下位																															
出現割合	5% 程度	15% 程度	60% 程度	20% 程度																															
最上位及び上位	基準日ごとに市長が定める。																																		
標準	1.00																																		
下位	0.88																																		
最下位	0.00																																		
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和6年11月26日 職員組合と妥結</p>																																			
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>改正後の東大和市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する基準の規定は、令和7年度の人事評価の成績区分に基づく令和8年度の勤勉手当の支給から適用する。</p>																																			
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>																																			
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>																																			